

牛久市教育委員会 7月定例会会議録

1. 日 時 令和3年7月27日（火）午前10時
2. 場 所 牛久市役所分庁舎 2階 第1会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・吉原 英夫
4. 委員以外
の出席者 教育部長 吉田 茂男
次長兼学校教育課長 川真田 英行
次長兼生涯学習課長 大里 明子
教育企画課 課長 吉田 充生
指導課 課長 市村 毅
文化芸術課 課長 糸賀 珠絵
中央図書館 館長 関 達彦
スポーツ推進課 課長 高橋 頼輝
学校教育課 課長補佐 野口 治
学校教育課 主任 濱島 史子
教育企画課 課長補佐 山口 功
教育企画課 副参事 近藤 絹
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 石井 美知夫
7. 議事事項 議案第34号 いじめ調査委員会の調査結果等を受けたいじめ対応について
議案第35号 令和4年度使用教科用図書の採択について
諮問第2号 牛久市教育支援委員会への諮問について
報告第19号 就学援助の認定について
報告第20号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会答申について
報告第21号 令和3年度「学校閉庁日」の実施について
報告第22号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う牛久市社会教育施設の基本的な利用制限の考え方について
報告第23号 令和3年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について
報告第24号 公立幼稚園の運営について
8. その他

| | |
|--------|--|
| 教育企画課長 | 出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。 |
| 教育長 | おはようございます。 先日は、NHKのど自慢がありまして、コロナ関係の感染等もありまして、 |

| | |
|------------|--|
| <p>教育長</p> | <p>夜中の11時ぐらいまで出る出ないを話し合いをしながら、結局は子供たちも出て無事終了したという事項がありました。</p> <p>学校のほうも、今総合体育大会というのをやっているんですが、バスケットは県で優勝したり、全国に行く陸上が出たり、すごく頑張っています。昨日は、学びの共同体の取材で時事通信社が来ました。一昨日は、生涯学習課の高森さんがコミュニティ・スクールで近隣市町村の社会教育委員さんの研修会の講師を務め、今日は取手市の視察を受けるということになっています。今度の日曜日は全国的なICTの発表会で、牛久の職員が2人発表をするというようなことがありました。今度、保幼小連携の視察が水戸から来るということで、様々なところで学校の頑張りがPRできていいなと思っています。</p> <p>夏休みに入りましたので、無事夏休みの明けることを祈っています。今後ともご協力をお願いします。</p> <p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 石井 美知夫委員を指名する。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ここで議案事項の順番ですが、議案第34号「いじめ調査委員会の調査結果等を受けたいじめ対応について」は、報告第20号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会答申について」と関連するため、議案35号「令和4年度使用教科用図書の採択について」から議事を開始し、議案第34号「いじめ調査委員会の調査結果等を受けたいじめ対応について」は報告第20号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会答申について」の後に、事務局より説明いたします。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>初めに、議案35号「令和4年度使用教科用図書の採択について」、諮問第2号「牛久市教育支援委員会への諮問について」、報告第19号「就学援助の認定について」、報告第20号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会答申について」とありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号により、出席委員の3分の2以上の多数で引き続きこれを公開しないことができます。</p> <p>本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆さまにお諮りいたします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>議案第35号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。 諮問第2号について出席者全員の賛成を得る。 報告第19号質問なし 報告第20号質問なし</p> |
| 教育長 | <p>以上で、委員会の非公表を解除します。</p> |
| 教育長 | <p>ここで、議案第34号「いじめ調査委員会の調査結果等を受けたいじめ対応について」事務局より説明をお願いします。</p> |
| 指導課長 | <p>議案第34号は、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定に基づき、別紙のとおり、いじめ調査委員会の調査結果等を受けたいじめ対応について委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>それでは、説明をいたします。</p> <p>平成30年度にいじめの重大事態として認知されたいじめ事案について、調査委員会から報告書が提出されました。この報告を受けまして、この本件重大事態を深刻に受け止めまして、これまでのいじめ対応への課題も含めて、別紙のとおり、学校がいじめ対応策について取りまとめました。</p> <p>別紙のほう、いじめ対応の流れのほうをご覧ください。</p> <p>再発防止に向けてとして、これから述べる対策、対応策となります。この中から幾つか申し上げます。</p> <p>小さなことでも管理職に報告し、いじめ対策の組織で判断・対応する。 いじめ対策の組織（いじめ対策委員会）に、養護教諭を加える。 聞き取りは個別に、同時期に複数の教員で行う。</p> <p>「聞き取り」と「指導」は必ず別に行う。聞き取りをしながら指導はせず、いじめ対策委員会の後に指導を行う。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>教育長</p> | <p>また双方の保護者に対し、「いじめ」という言葉を使い、同一の資料で事実を説明すると、これらです。</p> <p>これらの対応策を市内全校の全教職員に周知し、児童生徒一人一人が安心した学校生活を送ることができるように、いじめの初期対応の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたら、お願いします。</p> |
| <p>吉原委員</p> | <p>質問ではないんですけども、自分の反省として、実際このいじめの問題が出てから、いろんな対策、対応が練られて、学校にいじめ対策委員会というのでできていますよね。その上の段階で、いじめ問題連絡協議会とか、いろんなものができているんですけども、いっぱいあるんですけどもそれがどう機能しているのか、どう連携していくのかというのは、きっと牛久の場合は不十分だったと思うので、その辺のつながり、その学校でいじめ対策委員会で問題になったのは、それは即検討されるのかどうかというね。教育委員会に上がったら、教育委員会からそれはどこへ流すのか、教育委員会で隠しちゃったのではそれは何の意味もないので、やはりその教育委員会が司令塔になって、どういう対応をどこでするのかというのを、きちんと指示してやる必要がこれからあると思いますよね。校長さんでも教頭さんでも、実際のこういう問題に関わった人ばかりではないので、保護者から苦情を言われるとあたふたしてしまう。それが一貫性をなくすので、だから校内では対策委員会をきっちり話し合って、校長を先頭とした対応の仕方をきちんと決めておく。これは言葉一つに対して。それから、やはり教育委員会に上げたら、教育委員会から今度それをどう進めていくのかというのを適切に指示してやる。それが一つの流れになって、牛久でのいじめの対応というのが適切に行われるような気がするんですね。</p> <p>今の段階というか、私がいたときには、あるだけであって、そこから先がないんですよ。学校で対策協議があっても、そこから先に進まないで、また担任に戻ってしまう、保護者や児童に戻ってしまうということがあったので、それをきちっと、ずっと分けておく必要があるのかなと、今ちょっと思いました。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>指導課長、そのことについて今牛久ではどのように動いているか、説明してください。</p> |
| <p>指導課長</p> | <p>それでは、牛久市のほうでは一連の事案については、各学校が認知したものについては、全て教育委員会のほうに報告がなされています。報告がなされた</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>時点で、教育委員会生徒指導担当と学校のほうと、もちろん助言とか等もござ いますけれども、そのほかに学校から上がって教育委員会に報告があったいじ めの案件については全ていじめ問題専門委員会、専門家の方を招いた会議の中 で全て協議がなされます。その中で、対応について専門家の方からいろいろ助 言をいただきまして、その助言については全部の学校の担当者が出席しますの で、その担当者の中で協議をして、また学校にフィードバックしていくという ような形で、いじめ対応に努めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 吉原委員 | <p>普通そういうふうに行われていると思うんですけども、短期的に対応しな くはならないものも当然ありますよね。そこがきっと、今回のもしばらくた ってからやればいやって思っていたような気がするんですよ。だから、あ れ即保護者と児童に対応していたら、また結果が違ったような気がするん ですけども、ちょっとその辺、緊急事態ばかりではなくて、即対応したほうがい いものに対して、いじめ調査委員会のんびりかけていいのかなという、そ の前に対策どんどんどんどんやっつかなくちゃいけないような気がするん ですけども、その辺ちょっと後で検討してもらえるとありがたいなと思いま すね。</p> |
| 教育長 | <p>課長どうですか、その辺は。</p> |
| 指導課長 | <p>学校が対応に苦慮している事例に関しては、学校のほうから、学年長の先生 であったり、生徒指導担当から相談がありますので、こちら教育委員会の指導 課のほうでも複数の担当で対応して、即対応はできるように努力はしており ます。</p> <p>議案第34号について出席者全員の賛成を得る。</p> |
| 教育長 | <p>次に、報告第21号「令和3年度「学校閉庁日」の実施について」事務局よ り説明をお願いします。</p> |
| 教育企画課長 | <p>報告第21号「令和3年度「学校閉庁日」の実施について」、説明いたします。 学校における教職員の長時間勤務を是正する教職員の働き方改革の一環とし て、今年度も学校閉庁日を実施します。本年度は7日間、期間のところに書い てあります8月11日、12日、13日、土日を挟んで16日の月曜日までの</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>お盆の期間と、年末の27日、28日、年末年始を挟んで、年始の令和4年1月4日までです。</p> <p>以上です。</p> |
| 教育長 | <p>質問等ありますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、先に進みます。</p> |
| 教育長 | <p>報告第22号「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う牛久市社会教育施設の基本的な利用制限の考え方について」事務局より説明をお願いします。</p> |
| 次長兼生涯学習課長 | <p>報告第22号「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う牛久市社会教育施設の基本的な利用制限の考え方について」ご説明申し上げます。</p> <p>昨年、新型コロナウイルスが発生して以降、感染の拡大状況により、国や県の対策に伴って、緊急事態宣言やまん延防止等措置、県独自の感染拡大市町村の指定など、新たな対策が出てくるたびに、施設をどうするかの判断を迫られ、これまで対応してまいりました。現在、ワクチン接種が進んでいるものの、茨城県を含め全国的に感染が拡大傾向の中、今後の対策として各施設の利用制限の基本的な考え方をこのたびまとめましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、生涯学習施設からです。</p> <p>お手元の資料の2枚目、3枚目になりますけれども、3枚目の表のほう分かりやすいと思いますので、そちらをご覧くださいよろしいでしょうか。</p> <p>まず、茨城県に緊急事態宣言が発令されたとき及び牛久市がまん延防止等重点措置に指定されたときは利用中止となります。</p> <p>次に、茨城県内の牛久市以外の市町村がまん延防止等重点措置に指定されたとき及び県独自の感染拡大市町村に牛久市が指定されたときが、時間短縮営業及び人数制限を行います。</p> <p>次に、牛久市以外の市町村が県独自の感染拡大市町村に指定されたときは、人数制限のみを行います。</p> <p>また、上の表のように制限や指定などがなくても、茨城県コロナNext ver. 3で茨城県全体のステージが4になったときは利用中止、ステージ2及び3の場合は人数制限を行い、ステージ1で制限解除というふうに考えさせていただきます。</p> <p>いずれにいたしましても、これはあくまで教育委員会としての基本的な考え方でございます。最終的にはその都度コロナ対策会議での決定を経て実行されることとなります。</p> <p>図書館とスポーツ施設につきましては、担当のほうからご説明いたします。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| <p>中央図書館館長</p> | <p>中央図書館の資料につきましては、事前に配付している資料に誤りがありましたので、本日差し替えの資料を提出させていただいております。</p> <p>修正の内容としましては、⑥番の茨城県の感染拡大市町村指定地域があるが、牛久市が該当地域ではない場合のところの中で、21時閉館、通常開館としておりましたのを、19時閉館を改めたものでございます。</p> <p>それでは、新しい資料のほうでご説明させていただきます。</p> <p>資料の1枚目をご覧ください。</p> <p>①から③までのように、国の緊急事態宣言が茨城県に発令された場合や、まん延防止等重点措置が牛久市に発令された場合には、中央図書館は休館といたします。</p> <p>また、その後ろの④から⑥のように、まん延防止等重点措置が牛久市以外の茨城県内に発令された場合や、県の感染拡大市町村の指定が牛久市にあった場合、あるいはない場合でも県内のいずれかの市町村に指定があった場合には、開館時間を2時間短縮して、19時閉館とするものです。</p> <p>また、⑦のように国や茨城県から宣言等が発令されていない状況下においては、茨城版コロナNext ver. 3の指標によりまして、指標を判断するものとしまして具体的には、ステージ4では原則19時閉館、またステージ3、または2では開館時間を2時間短縮し、やはり19時の閉館。そして、ステージ1以下になった際には、全ての制限を解除し、開館時間も通常の21時に戻すことといたします。</p> <p>また、サービスの制限につきましては、2ページ以降の表に記載しておりますように、それぞれの段階、状況に応じて適切な対応を図るものとし、国や県からの各種ガイドラインの遵守を徹底しながら、感染防止対策に取り組んでいくこととしております。</p> <p>中央図書館は以上です。よろしく申し上げます。</p> |
| <p>スポーツ推進課長</p> | <p>私の方からは、6枚目、7枚目のほうになります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設利用制限の基本的な考え方ということで、市内のスポーツ施設につきましてお話をいただければと思います。こちらにはスポーツ推進課で所管しております学校開放施設、そちらも入っております。</p> <p>7枚目の表で説明をさせていただければと思います。</p> <p>国及び県の対策状況ということで、緊急事態宣言が発令された場合、それからまん延防止等重点措置の発令があり牛久市が該当した場合、この場合には市内スポーツ施設及び学校開放施設、全て利用の中止ということで考えていきたいと思っております。</p> <p>次に、まん延防止等重点措置で県内に発令があるものの牛久市が非該当の場合、それから県の感染拡大市町村に指定ということで牛久市が該当した場合なんですけれども、市内のスポーツ施設につきましては利用を継続、ただし時短</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>五十嵐委員</p> <p>次長兼生涯学習課長</p> | <p>営業等の可能性を含んだものとしていきたいと考えております。</p> <p>学校開放施設につきましては、やはり学校敷地内での活動ということになります。そうしますと、当然そこで発生した場合には教育活動等のほうに支障が出るというふうに考えておりますので、この2つの場合には、学校開放施設については利用を中止とさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、大会・イベントにつきましては、市内のスポーツ施設については可としております。ただし、各競技団体、それから国や県から出ているイベント等についてのガイドラインを遵守していただくことを徹底していきたい。</p> <p>学校開放施設につきましては、利用中止ということになっておりますので、当然のことながら、学校開放施設を使つての大会等、イベント等についても不可ということで考えていきたいと思っております。</p> <p>県拡大市町村に牛久市が非該当、県の中で出ていても牛久市が非該当の場合、この場合には市内スポーツ施設、学校開放施設につきまして、そのまま利用を継続というふうに考えております。</p> <p>ただし、大会・イベント等につきましては、やはり県外で感染拡大が進んでいるということで市町村に指定が出るわけですから、当然学校開放施設についての大会・イベント、こちらは他の事例と同様不可ということで考えております。</p> <p>また、こういった県や国の発令等がない状況下の中においても、その下の上記以外ということなんですけれども、茨城版コロナNext ver. 3の状況に応じて、ステージ4にもし上がった場合には、市内スポーツ施設の利用中止、学校開放施設についても利用中止。</p> <p>現在の状況でありますステージ2もしくは1つ上がったステージ3、その場合ですけれども、その場合でも利用については継続をさせていただきますが、大会・イベント等につきましてはガイドラインの遵守、それから学校開放施設でのそういった活動というのは不可とさせていただくということで考えております。</p> <p>ステージ1以下に落ちれば、全ての制限を解除していきたいというふうに考えています。</p> <p>なお、収容人数につきましては、いずれの場合も各施設の収容人数、これの2分の1を上限ということで考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>私のほうからは以上です。</p> <p>生涯学習課のほうなんですけれども、全生涯学習センターのリフレプラザ含むとなっている、ひたち野うしく中学校の地域活動室についても同じですか。</p> <p>ひたち野うしく中学校の地域活動室につきましては、すみません、ここの中にちょっと考えがなくて、洩れておりますね。</p> |
|-------------------------------|--|

| | |
|------------------|---|
| | <p>ただ、あそこも学校施設なので、学校活動に支障を来さない範囲での使用ということでは、学校開放と同じ考え方で伺っておりますので、当然生涯学習施設が使用不可、利用中止となった場合には当然利用中止となりますし、時間短縮営業をしている場合にも中止という考え方でいければというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>次に、報告第23号「令和3年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について」事務局をお願いします。</p> |
| <p>次長兼生涯学習課長</p> | <p>報告第23号「令和3年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について」ご説明いたします。</p> <p>お手元の資料の2枚目に名簿がございますが、そちらの裏面のほうをご覧くださいと存じます。</p> <p>学校長の推薦を受けまして、ひたち野うしく中学校の地域学校協働活動推進員に網かけをしてあります名簿の34番目、下斗米愛子様、35番目、齋藤栄美様を委嘱いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>下斗米様は、元ひたち野うしく小学校PTAの副会長、齋藤様は現在ひたち野うしく小学校PTAの副会長でいらっしゃいます。これでひたち野うしく中学校の地域学校協働活動推進員は4名となります。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>次に、報告第24号「公立幼稚園の運営について」事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>次長兼学校教育課長</p> | <p>報告第24号「公立幼稚園の運営について」ご報告させていただきます。</p> <p>まず最初に、資料のほう当日配付になりますので、お願いいたします。</p> <p>本日の報告につきましては、前回の教育委員会で第二幼稚園を訪問していただいて、その後勉強会をやっていただいた、その翌日に幼児教育の巡回相談サポートチーム、こちらが10名いらっしゃいますが、その中から有資格者の方だけ5名を選んで、茨城大学の新井先生を中心に今後の公立幼稚園について、ちょっとご議論をいただいたという内容について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>初めに、こちらのほうから現状説明、あと現場のほうから大竹園長などを中心に現場の声ということでございました。こちらのA3の用紙をご覧ください。</p> <p>まず、一番上の四角の中にあります、問題提起として、右側のほうのまず</p> |

量的な部分で減ってきている、需要も減って過剰になっているというような状況は前々からお話している中で、現場の声といたしまして、やはり園児数が1クラス10名以下にどんどん落ち込んでくると、やはり集団での遊びとか幼児教育の提供がちょっと難しくなってくる。ドッジボールができなくなるとかそういうことで、やはり子供たちの教育のためにもある程度の人数は欲しいというようなお話がございました。また、そういったことからすると、まだ今現在10名以下には落ち込んではいない状況ですが、現段階で早めに手を打って、ある一定数の園児数を確保するようなことを行うことが必要ではないかというような、現場のほうからお声をいただいたところでございます。

そういったものを受けて、会議のほう5名なんですが、ちょっと1名の方お休みで、4名の方でご審議いただきました。うち4名の方については、まず茨城大学の新井先生、教授です。あとサポートチームとして入っていただいている作新学院の女子短大部の准教授設楽先生、あと有資格者ということで言語聴覚士の武政さん、臨床心理士の高橋さん、あともう1人臨床心理士の方がいたんですが、ちょっとこちらの方はご都合でご欠席ということですね。4名の方、主に幼稚園の巡回相談で回っているということで、状況を知っているということで、こういうふうになっています。

まず、公立幼稚園の意義についてご議論いただきました。公立幼稚園の意義としては、大きく2つの面が考えられるのではないかとということで、1、2ということで右、左に分けて書いてあります。やはり幼児教育の質の向上のために公立幼稚園が必要だという意義があるのではないかとということと、もう1つは、支援を要する子供の幼児教育を受ける環境を確保する必要から、公立の意義があるのではないかとのご意見です。

まず1点目の幼児教育の質という部分に関しては、出てきたのはやはり牛久市として保幼小という形で連続した教育をしていく中で、牛久市のその幼児教育の部分に対するメッセージとか方針的なものを示す場が、やはり公立幼稚園であって、そういったものはきちんと残していく必要があるのではないかとというお話をいただきました。これについては、保幼小の接続事業として前々から言っております幼児教育センター事業というのを今後充実させていきたいというような、教育委員会事務局としての意向もでございます。

そういったセンター事業の中では、2点目の若手の先生方もしくは保育園のほうの保育士の方の研修の場ということと、その機能を保つための実践の場を保つ必要があるのではないかとのご意見がございました。

3点目といたしまして、公立幼稚園の幼児教育の質につながる部分であると思うんですが、やはり保護者の方、子育てをする中での不安の解消の場として、やはり公立幼稚園は相談しやすいという部分があるというようなご意見もございました。保護者支援といった意味合いがあるのではないかとのご意見です。

右側のほうに移りまして、これは既に現状に表れておりますが、やはり在園児の中では3割程度の支援の必要なお子さんが入ってきているという状況もあ

り、また全国的にもやはり障がい者の施設というのは、やはりほぼ公立での運営、公的資金での運営で成り立っていると、なかなか民間ではそういった場を確保するというのは難しいというようなご意見もありまして、やはりそういった支援を要する子供の幼児教育を受ける場所を確保するという意味合いとしては、公立幼稚園は意義があるというような2点目のご意見をいただきました。

では、そういった中で、公立幼稚園はやはり意義があるので残しておく必要があるだろうといった中で、具体的にどのような形で今後変えていったらいいのかという、あくまでも有識者のご意見ということで、例として捉えていただければいいんですが、その中ではまず定員について話し合われました。今現在、第一、第二合わせると70プラス70で140の定員になりますが、1クラス35名の定員になります。それはちょっと今現在の幼児教育として、ちょっとあり得ないぐらい多い数だというようなお話がありまして、適正な人数としては1クラス20名程度というのが適正な数ではないかと。そうすると、次でお話が出てきますが、3歳まで広げた場合に、3学年でも50名から60名ぐらいの数というのが、やはり量的な部分から見てもあまり民業を圧迫せずに、かつ集団で学ぶのに適正な人数ではないかというようなお話が、有識者の方からいただきました。

それと対象年齢についてなんです、やはりかねてから言われていたんですが、先ほどの保護者の相談といった中では、やはり低年齢のお子さんを持つ保護者が特に多くて、3歳児の保護者の方がかなり多いというような例を伺いました。また、3歳から通園していただいたほうが、その後の集団生活への適応も円滑に進むというようなお話もいただきまして、やはり保育の対象年齢としてはこの際3歳に引き下げて実施したほうがいいのではないかとといったようなご意見となりました。

では、そういった形の変革を進めていくのに、どういったスケジュールでやったらいいのかというお話に入ったんですが、今入っている4歳児のお子さんについては、来年いきなり次の年度が入ってこないというのは聞かされていない話でありまして、そもそもそういったものを了承した状況で入ってきていないということもありまして、この変化を現すのは令和5年度からの形がいいのではないかと。次の募集については、こういった動きがあるということも承知していただいた上で入ってきていただくというような形にして、令和5年度から3歳を受入れ開始とするとともに、片方の園で4歳を募集停止すると。そうすると、令和5年度末には5歳児が抜けていきますので、片方の園は定員がいなくなる状況になるというようなスケジュールがスムーズではないかというようなお話をいただきました。

また、今後1園にする統合ということ考えた場合に、やはり園舎も新しいですし、給食がつながって提供できると。下でも全部つながっていて、提供できるというメリットもあります。そういったところからも、当然ながら第一幼稚園の施設を利用していくのがいいのではないかとのお話もいただきました。

もう1点、やはり第二のエリアの方々に対しての補償として、やはり園バスの運行というのは検討するべきではないかというご意見もいただきました。やはり市民に対する公平性を担保するという部分と、もともと27年に幼稚園運営協議会を開催して2園体制を維持しようとしたときに、公立に連れてくる保護者の状況からすると、やはり自転車で送迎が可能な距離にあったほうがいいのではないかという議論もそのとき出ているというのを新井先生のほうも当然承知しております、そういった辺りからも、少なくとも第二幼稚園まで連れて来れば、そこから行けるような園バスの運行については、当然検討するべきではないかというご意見もいただきました。

そういったものを踏まえて、最終的に講評いただいた内容としては、2園体制というのはちょっと厳しいので、1園体制に見直すと。正直その量の見込みからすると、1園も量の見込み的にはない状況であります、やはり公立幼稚園の意義というものもありますので、少なくとも1園は存続するべきではないかというご意見をいただきました。

ただ、やはりお話の中では一部の委員からは、小規模でもいいから2園運営していったほうがいいのではないですかというふうなご意見もいただいたところです。そこはやはり現場のほうからは逆に少人数になってしまうと、教育に支障が出るといった辺りとの兼ね合いが出てくるかと思いますが、一応今回話し合っていたサポートチームの会議としては、このようなご意見を一旦はいただいたところであります。

今後の進め方についてなんですが、こういった内容については、今こういった議論をしているということを保護者に対して今現在まだお知らせしていない状況ですので、やっぱり一定の時期で保護者に現状を説明して、そこからもまたご意見をいただく。また、市議会等へのご説明もしてご意見をいただく。必要に応じてはまたサポート会議を開いてご意見いただきながら、またまた内容を教育委員会のほうにまた上げさせていただいて、ご審議いただいて方針を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

説明が終わりました。質問等ありましたら、お願いします。

それと追加なんですけれども、ちょうど2つに並べた表については、これは15日に委員の皆さんで勉強会の中で出していただいたご意見を、ある程度カテゴリー分けして並べたものと、その次の日にサポートチームの会議で出たご意見を並べた内容になります。大体、やはり視点としては同じようなところについて、ご議論いただいたという内容になります。

教育長

次長兼学校教育課長

| | |
|----------|---|
| 吉原委員 | <p>前回の勉強会でも全部お話しして、それがきつとサポートチームの会議のほうでも生かされてこういうふうになったんでしょから、それで進めるのが一番なのかもしれませんね。</p> <p>我々4人の委員さん、教育長さんも含めてかもしれませんが、の中では3年保育を実施してほしいということと、あと地域の幼児教育の柱ということをして、きちっと維持してほしいとか、そういう要望が出てきたのが非常に組み込まれているので、私自身はさすがだなと、サポートチームの人たちも話し合えたなら、本当によく地域を考えてくださっているんだなというふうに思ったので、特に質問も意見もございません。</p> |
| 石井委員 | <p>今吉原先生からもお話ございましたけれども、少なくともこの公立幼稚園の意義については私も全く同意するところでございまして、今後の運営がどうなるのかについては、現場の意見をこれから聞きながら判断することになるでしょうけれども、この方向性で進めていただければよろしいかと思います。</p> |
| 教育長 | <p>それでは、次へ進みます。</p> <p>次に、予定価格130万円以上の工事計画及び予定価格100万円以上の教育財産の取得について各課より報告をお願いします。</p> |
| スポーツ推進課長 | <p>スポーツ推進課は、3件ございます。</p> <p>まず、1件目が令和3年度牛久運動公園テニスコート補修工事ということで、下根町にあります牛久運動公園の人工芝、こちらのほうが経年劣化等によりプレーに支障を来すような、大分擦れてきてしまっているというような状況がございます。こちらの人工芝の張替え修繕を行うものになっております。</p> <p>工事対象がサンシャインテニスコートの3面ということで、野球場の7面あるうちの3面の補修になります。</p> <p>工事内容としては、コート内エンドライン付近の人工芝の張替えということになっております。</p> <p>予定価格が、225万5,000円の税込みです。</p> <p>続きまして、令和3年度牛久運動公園体育館排煙窓修繕工事、こちらですが、昨年度行いました建築基準法第12条点検及び消防の点検において、排煙窓の開閉等につきまして、不具合が指摘されておりますので、そちらの修繕を行うものになっております。</p> <p>運動公園体育館で、メインアリーナ2か所、サブアリーナ2か所。</p> <p>予定価格のほうが320万1,000円、こちらも税込みになっております。</p> <p>3件目が、令和3年度牛久運動公園体育館防火設備修繕工事で、こちら昨年行いました点検において不具合が指摘された、こちらは防火扉、各セクショ</p> |

| | |
|-----------|--|
| 次長兼生涯学習課長 | <p>ンを区切るよく階段等にある防火扉なんですけれども、こちらの修繕を行うものになっております。</p> <p>こちら運動公園体育館で、体育館内にある防火扉3か所、こちらになります。</p> <p>予定価格のほう222万2,000円、こちら税込みということで、今月中に入札のほうを行う予定となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>件名が、令和3・4年度中央生涯学習センター改修工事（第1期）となります。</p> <p>中央生涯学習センターの長寿命化にかかる改修工事の第1期工事といたしまして、屋上防水工事及び外壁改修工事を行うものでございます。</p> <p>工期は、市議会の議決を得た日の翌日から、令和5年1月31日までとなります。</p> <p>一般競争入札を令和3年7月21日に執行をいたしました。その結果、設計額税込みで3億8,357万円に対しまして、契約金額税込みで3億6,960万円という結果になりました。</p> <p>常盤塚原特定建設工事共同企業体と仮契約を今後締結いたしまして、9月議案に議案として上程する予定となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 次長兼学校教育課長 | <p>2件ございまして、まず1件目が令和3年度小中義務教育学校一般教材備品購入になります。</p> <p>電動糸のこ、モバイル書画カメラなど23品目ということで、すみません、こちらのほう入札が7月7日にもう終わっておりまして、落札金額で入っております。103万9,280円、税込みでございます。</p> <p>2件目が、同じく令和3年度小中義務教育学校理科算数（数学）教材購入になります。</p> <p>こちら2分の1、5校での事業になります。</p> <p>こちら理科関係で、双眼実体顕微鏡など全14品目ということで、こちらと同じく7月7日に入札が済んでおりまして、契約金額税込みで175万9,560円という形になっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 教育長 | <p>以上で、本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて7月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は8月26日木曜日、市役所分庁舎2階第2会議室、午後1時30分での開催となります。</p> |